

株 主 各 位

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 綿 貫 勝 介

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、株主様には健康状態に関わらず、可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面により議決権を事前に行使くださいようお願い申し上げます。書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送賜わりたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
当社本社 4階ホール
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に添付すべき書類の、連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tonamiholdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主総会会場におきまして、必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

事業報告 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日、以下「当期」という。)における日本経済は、当初は緩やかな回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化に転じ、極めて厳しい状況にあります。

物流業界におきましては、米中貿易摩擦や消費増税後の反動減などにより荷動きが低迷した中、1～3月においては新型コロナウイルス感染症の流行にともなう経済活動の縮小により一段と荷動きが鈍化いたしました。また、輸配送貨物の小口化・多頻度化や荷主企業の消費地近傍へのストックポイント展開による短距離化が進むなど、事業構造の変化が続いていると見られます。

このような環境の中、当社グループの第21次中期経営計画(2018年4月1日～2021年3月31日)2年目となる本年度も、「持続的な成長企業への進化!! Try & Growth “2020”」をスローガンとして、事業継続にむけた経営基盤の強化に邁進いたしました。

当社グループは、働き方改革を経営の中心に据え、「人にやさしい企業グループ」を目指し、「1人時間当たりの生産性改善」、「安心・安全・安定した職場環境の実現」、「人材採用活動の推進」、「メンター制度推進」の取組みとともに、働き方改革関連法に基づいた社内環境の改善活動を進めました。

貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業においては、新規顧客拡販・既存顧客深耕による事業収益拡大の推進に加え、重点事業である3PL事業を通じた倉庫と輸配送を組み合わせた総合的な提案など、荷主企業の物流ニーズに対し、最適な物流サービスを提供し、事業の拡大に努めました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,381億67百万円と前期に比べ7億30百万円(0.5%)の増収となりました。

利益面におきましては、新規顧客開発や運賃改定交渉など、収益拡大に取組むとともに、コストコントロール機能の強化や生産性向上の取組みによりコスト削減に努めました。しかしながら、従業員の働きやすい環境づくりや、処遇向上・業務体制の見直しなどを行い、安定した物流サービスの維持強化を促進した結果、事業継続に向けた必要コストの増加もあり、営業利益は68億24百万円と前期に比べ4億51百万円(6.2%)の減益となりました。

経常利益は73億29百万円となり、前期に比べ4億52百万円(5.8%)の減益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損処理を行った結果、41億25百万円を計上し、前期に比べ4億13百万円(9.1%)の減益となりました。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況等を勘案し、普通配当1株当たり50円の実施を予定しております。これにより既に実施済みの中間配当1株当たり50円と合わせまして、年間配当金は1株につき100円を予定しております。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、以下におけるセグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

<物流関連事業>

当期における物流関連事業は、適正収受の取組みや3PL事業の伸展などにより、営業収益は1,267億78百万円と、前期と比べ5億67百万円(0.4%)の増収となりました。

セグメント利益は、働き方改革にともなうコスト負担や人手不足による外注費の増大により、62億63百万円を計上し、前期と比べ3億36百万円(5.1%)の減益となりました。

<情報処理事業>

情報処理事業の営業収益は新規顧客の獲得などにより30億64百万円を計上し、前期に比べ2億27百万円(8.0%)の増収となりました。

セグメント利益は3億94百万円を計上し、前期と比べ52百万円(15.4%)の増益となりました。

<販売事業>

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業などの販売事業における営業収益は66億20百万円で、前期に比べ1億3百万円(1.5%)の減収となりました。

セグメント利益は2億21百万円を計上し、前期と比べ83百万円(27.4%)の減益となりました。

<その他>

その他、自動車修理業、その他事業で営業収益17億4百万円を計上し、前期に比べ38百万円(2.3%)の増収となりました。

セグメント利益は1億20百万円を計上し、前期と比べ6百万円(6.0%)の増益となりました。

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による極めて厳しい状況が続き、内外経済の更なる下振れリスクに十分注意する必要がある中、今後の感染収束時期の見通しは不透明であり、業績判断が極めて難しい状況となっております。

こうした状況をふまえ、2021年3月期の業績予想につきましては、未定とさせていただきます。今後業績への影響が合理的に予測できることが可能となった段階で速やかに公表いたします。

事業別営業収益

事業別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減率（%）
物流関連事業	(126,778)	(91.8)	(0.4)
貨物自動車運送事業 および貨物利用運送事業	94,045	68.1	△0.6
倉庫業	27,763	20.1	3.6
港湾運送事業	4,969	3.6	3.2
情報処理事業	(3,064)	(2.2)	(8.0)
販売事業	(6,620)	(4.8)	(△1.5)
その他	(1,704)	(1.2)	(2.3)
合計	138,167	100.0	0.5

(注) その他には、自動車修理業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達の様況

当連結会計年度中の設備投資総額は49億60百万円で、その主な設備は、建物・構築物6億9百万円、車両運搬具9億78百万円、工具器具備品3億48百万円、リース資産25億82百万円であります。設備資金は、自己資金、銀行借入れや社債の発行により調達しております。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、企業成長力を維持するため、2018年4月からスタートしました中期経営3ヵ年計画に基づき、株主様・お客様・社会・社員の満足の実現にむけて、以下の通り3ヵ年の取組みに邁進いたします。

①市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる。

- ◇ 市場開発を推進。
- ◇ 既存事業の強化。
- ◇ 営業開発力の強化。
- ◇ グループ情報共有や生産性向上手段等の高度化推進。
- ◇ 多様化する物流ニーズへの対応。
- ◇ 物流周辺事業の価値向上・最適化にむけ「新規事業の展開」を推進。

②働き方改革の推進をはかる。

- ◇ 人材の採用強化。
- ◇ 人材育成と適正配置を推進。
- ◇ AIや自動運転技術・ビッグデータなどの利活用による一層働きやすい環境の実現。

③制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる。

- ◇ 業務管理コストの低減。
- ◇ 情報技術による作業効率化を推進。
- ◇ グループ評価システムの見直し推進。
- ◇ 情報システムの機能向上や運用の高度化。

- ④高品質経営の推進をはかる。
- ◇ 物流サービス・業務品質の向上。
 - ◇ コンプライアンスの徹底・社内規律の維持向上。
 - ◇ 経営リスクの最小化。[B C M (事業継続管理) / B C P (事業継続計画)]
 - ◇ 社会への貢献。
 - ◇ 情報システムの支援による経営品質向上。
 - ◇ 財務・資本政策の展開。
- ⑤グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる。
- ◇ 「機動性の高い組織運営」を推進。
 - ◇ グループ共通事業の再編による事業投資・人材確保・維持コスト適正化。
 - ◇ グループのシナジー効果を発揮。
 - ◇ 経営資源の共有化による経営効率化。
 - ◇ 物流施設の更新・新規投資を推進。
- ⑥M&A推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる。
- ◇ 既存事業の裾野を拡大。

今後も業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に添いたいと考えております。
何卒、株主の皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第97期 2016年度	第98期 2017年度	第99期 2018年度	第100期 2019年度(当期)
営 業 収 益	125,509	130,886	137,436	138,167
経 常 利 益	5,383	6,110	7,781	7,329
親会社株主に帰属する当期純利益	3,762	3,159	4,539	4,125
1株当たり当期純利益	414円83銭	348円47銭	500円74銭	455円18銭
総 資 産	126,769	128,953	136,759	145,531
純 資 産	61,152	64,257	69,754	71,225

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしております。併合前の1株当たり当期純利益は、併合の効果(10株を1株)を加味した値に引き直しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第99期の期首から適用しており、第98期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
トナミ運輸株式会社	10,000 ^{百万円}	100%	貨物自動車運送事業
トナミ商事株式会社	50	100	物品販売事業
京神倉庫株式会社	490	100	倉庫業
トナミ運輸信越株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
トナミ運輸中国株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
阿南自動車株式会社	23	100	貨物自動車運送事業
北陸トナミ運輸株式会社	30	100	貨物自動車運送事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社7社を含む22社であり、持分法適用会社は6社であります。

2. 当期の連結営業収益は前期比0.5%増の1,381億67百万円、連結経常利益は前期比5.8%減の73億29百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比9.1%減の41億25百万円となっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

1. 特定完全子会社の名称および住所

トナミ運輸株式会社

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

2. 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度の末日における帳簿価額の合計額

266億66百万円

3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

798億29百万円

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。
事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

事業区分	事業内容
物流関連事業	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業
情報処理事業	情報処理事業
販売事業	物品販売並びに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業
その他	自動車修理業、その他事業

(11) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
	相模支店	神奈川県海老名市上郷4-1-2
	浦和支店	埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045
	中央支店	富山県射水市津幡江95
	富山支店	富山県富山市宮町334-1
	金沢支店	石川県金沢市神野町東202
	福井支店	福井県福井市今市町11-7-1
	南大阪支店	大阪府堺市堺区築港八幡町1-1
東大阪支店	大阪府東大阪市本庄中1-4-90	
大阪中央支店	大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11	
トナミ商事株式会社	本社	富山県高岡市昭和町1-2-10
京神倉庫株式会社	本社	京都府京都市下京区和気町21-1
トナミ運輸信越株式会社	本社	新潟県新潟市西区北場1087-1
トナミ運輸中国株式会社	本社	広島県広島市西区草津港3-2-1
阿南自動車株式会社	本社	長野県諏訪市中洲5502-18
北陸トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市上四屋4-42

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の数

事業区分	従業員数	前期比増減
物流関連事業	6,088名	69名
情報処理事業	140名	0名
販売事業	101名	△1名
その他	105名	△1名
全社(共通)	76名	7名
合計	6,510名	74名

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	52名	4名	51.5歳	26.7年
女	24名	3名	38.0歳	13.0年
合計または平均	76名	7名	47.2歳	22.4年

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,523
株式会社北陸銀行	1,850
株式会社三菱UFJ銀行	1,524
株式会社三井住友銀行	1,450
株式会社りそな銀行	670
三井住友信託銀行株式会社	610

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,920,000株
(2) 発行済株式の総数 9,761,011株（自己株式 695,515株を含む。）
(3) 株主数 4,737名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	976 千株	10.77 %
明治安田生命保険相互会社	694	7.66
トナミ運輸従業員持株会	477	5.27
トナミ共栄会	435	4.81
株式会社北陸銀行	336	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	325	3.59
東京海上日動火災保険株式会社	322	3.56
TOYO TIRE株式会社	299	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	298	3.29
トナミ親和会	294	3.25

- (注) 1. 当社は、2020年3月31日現在自己株式695千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 976千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 298千株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	綿 貫 勝 介	トナミ運輸(株)代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長
専 務 取 締 役	高 田 和 夫	経営企画グループ担当 トナミ運輸(株)専務取締役
専 務 取 締 役	泉 伸 一	物流戦略担当 トナミ運輸(株)専務取締役
取 締 役	寺 林 康 男	京神倉庫(株)代表取締役社長
取 締 役	寺 拝 豊 信	人事管理グループ担当 トナミ運輸(株)常務取締役
取 締 役	三 枝 保 弘	社長補佐
取 締 役	佐 藤 公 昭	経営管理グループ担当兼経営管理グループ総務部 長兼社長室長兼内部統制担当 トナミビジネスサービス(株)代表取締役社長
取 締 役	犬 島 伸 一 郎	コーセル(株)社外監査役
取 締 役	田 中 一 郎	(株)ホンダ自販タナカ顧問 (株)ニュージャパントラベル取締役
常 勤 監 査 役	武 部 正 文	トナミ運輸(株)監査役
常 勤 監 査 役	輪 達 光 春	トナミ運輸(株)監査役
監 査 役	松 村 篤 樹	あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 リッチェル(株)社外監査役
監 査 役	尾 田 利 之	中野一輝税理士事務所

- (注) 1. 取締役 犬島伸一郎氏、田中一郎氏は、社外取締役であります。なお、犬島伸一郎氏、田中一郎氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 松村篤樹氏、尾田利之氏は、社外監査役であります。なお、尾田利之氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 松村篤樹氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 尾田利之氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 松田充夫氏は2019年6月24日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
6. 監査役 石黒洋二氏は2019年6月24日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	50百万円（うち社外 2名 13百万円）
監査役	6名	13百万円（うち社外 3名 8百万円）

(注) 期末現在の人員数は取締役9名、監査役4名であります。上記の取締役および監査役の報酬額と員数には、2019年6月24日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名と監査役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 犬島伸一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

②取締役 田中一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

③監査役 松村篤樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回、監査役会9回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

④監査役 尾田利之氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

社外監査役就任後に開催の取締役会8回、監査役会6回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 44百万円 |
| ②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 50百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載していません。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務や会計に関するコンサルティング業務に係る対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保さ

れており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- 車輛の運行に関わるリスク
- 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- 取引先の信用リスク
- 人事リスク
- 情報システムリスク
- 財務リスク
- 管財リスク
- 大規模災害

ロ. リスク管理体制の基礎として、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、

意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

ロ. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム（監査室内）を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。

ホ. 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

ロ. 子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ. グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。

ニ. 子会社の取締役、執行役、業務執行社員等の職務執行に係る事項の当社への報告体制として、取締役の業務執行状況および事業内容について、毎月当社の関係会社管理部に報告し、当社取締役会への四半期毎の事業内容の報告を行う。

ホ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、リスク管理体制の一層の強化をはかる。具体的な対応については、グループ運営規程およびグループ会社管理要領に基づき、「大規模災害対応規程」「緊急時対応規程」「コンプ

ライアンス規程」「トナミグループ社内通報規程」等に定める。

へ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、各子会社について取締役および監査役を非常勤派遣し、意思決定・業務執行の適正に関する監督・監査を行う。グループ会社の経営に係る重要事項については、当社で事前協議のうえ、当社取締役会承認を得ることとし、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」において、それぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行を遂行する。

ト. 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、当社の内部監査部門がグループ会社の取締役等および使用人の職務の業務執行の適正性および遵法体制に関して、随時監査を実施し、当社監査役に報告する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ロ. 監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

ロ. 「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。

また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

当社の定例取締役会を11回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について審査・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行い、取締役会への報告を行いました。

また、社長、担当取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスおよび経営リスク管理状況について、各社の取締役会および当社取締役会への報告を行いました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

文書取扱規程および文書保存規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書を時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会を通じて、各社社長または担当役員から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、④グループ事業の総合力、⑤偏りのない優良な顧客資産の構築、⑥地道な現場力と健全な財務体質、⑦中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 当社の経営の基本方針

当社は、お客様に「安全・確実・迅速なサービス」を提供することを通して事業の発展をはかり、株主の皆様へ「適正で安定した配当」を継続することを経営の基本方針としております。

この方針に基づいて、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供できるネットワークの構築をはかり、収益性の強化に努めることで、安定した経営を目指してまいります。

ロ. 企業価値の源泉について

当社は、1943年にトナミ運輸株式会社として創業以来、今日まで77年の歴史を刻んでおります。2008年の持株会社体制への移行により、その経営のノウハウは、現在のトナミホールディングス㈱に引き継ぐとともに、事業子会社による事業運営の推進強化により、効率的かつ機動的な事業運営の実現により、事業の成長・発展につなげ、企業価値の維持向上を遂げてまいりました。

主力の特別積合運送事業を安定基盤として、重点とする3PL(サードパーティロジスティクス)事業の展開による業容拡大に邁進しております。

現在、当社グループの連結ベースでは、事業子会社22社・関連会社6社で構成される企業グループを形成しており、生業とする事業をセグメントで大別しますと、「貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業」「倉庫事業」「港湾運送事業」からなる「物流関連事業」、および「情報処理事業」、「販売事業」、「自動車修理業」などであります。

当社グループの企業価値の源泉は、社是である「和の精神」のもと、経営理念である「輸送を通じ社会に寄与し、事業の発展をはかる」を掲げ、国内の事業会社や提携会社が一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使する高品質な物流サービスを提供することにより、永年に亘りお客様から厚い信頼を頂いていることにあると考えます。

その特徴は、以下の点に整理されます。

④ グループ事業の総合力

当社グループは、物流と情報の一元化を可能とする物流システム力を最大限に発揮するノウハウを構築し、収益性の高い3PL(サードパーティロジスティクス)事業を展開しています。

⑤ 偏りのない優良な顧客資産の構築

当社グループは、現在、国内の顧客を中心に、取引先2万社を超える顧客資産を有しており、その個々の顧客の経営環境や業績変動がおよぼす影響を最小減に留め、安定的な売上の確保に寄与しているものと思料いたします。

⑥ 地道な現場力と健全な財務体質

当社グループの事業は、我が国の産業および国民の生活基盤を支える「物流」という社会的インフラとして、取引先をはじめ社会からも信頼される企業の一つとして評価を頂いていると自負いたします。これまで培ってきた技術や経験・ノウハウを前提として、日々収支管理をはかり、継続的な成長による事業基盤の強化に取り組んでおります。

そのためにも相応の設備投資や人的投資および業務資本提携やM&Aなども不可欠となっており、当社はこれらにも迅速に対応可能な財務体質や資金力を有しております。

⑦ 中長期的な従業員との信頼関係

当社グループは、当社の生業とする物流事業が労働集約型産業であることに鑑み、労使協調路線と長期雇用制度を一貫して推進し、従業員と力を合せて発展と幸福を実現するよう努めております。このような信頼関係に基づく、中長期的な観点からの充実した社員教育により、品質の高い物流サービスを安定的かつ継続して提供することが可能であります。

ハ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「2018年4月1日～2021年3月31日」までの「中期経営3ヵ年計画」をスタートさせました。その概要は以下の通りです。

● スローガン『持続的な成長企業への進化!! Try & Growth “2020”』

● 中期グループビジョン

グループの総合力を高めて、働きがいのある労働環境を提供し、事業の継続的な成長を実現する「人にやさしい企業グループ」をめざし、企業価値向上をはかってまいります。

● 基本方針

- ▷ 市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる。
- ▷ 働き方改革の推進をはかる。
- ▷ 制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる。
- ▷ 高品質経営の推進をはかる。
- ▷ グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる。
- ▷ M&A推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる。

③内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、2008年10月1日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取り組んでおります。

当社の取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止することといたしております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務遂行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め、各監査役の監査対象となっております。

このほか、当社は、会社法に基づいて、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制等について決議しており、引き続きその体制の一層の整備に努めております。

さらに、コーポレート・ガバナンスに関する取組みとして、当社は、執行役員制度を導入することにより環境変化に即応した迅速な意思決定を可能とするとともに、社外取締役を2名（両名とも独立役員）選任し、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化に努めております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年6月1日開催の取締役会決議および2017年6月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

①本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

⑥本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役および社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2017年6月28日開催の第97回定時株主総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとしております。

ロ. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営3ヵ年計画および内部統制体制の構築並びにコーポレート・ガバナンスの強化の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足していること、第97回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されており、有効期間は3年と定められていること、本プランの発動の是非につ

いて株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の皆様の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	58,480	流 動 負 債	38,193
現金及び預金	32,655	支払手形	1,058
受取手形	2,985	営業未払金	12,016
営業未収入金	19,242	短期借入金	8,310
リース投資資産	20	1年内返済予定の長期借入金	313
たな卸資産	788	1年内償還予定の社債	5,000
未取還付法人税等	561	リース債務	2,369
その他	2,349	未払法人税等	1,381
貸倒引当金	△123	未払消費税等	1,293
固 定 資 産	87,051	賞与引当金	1,425
有 形 固 定 資 産	69,781	その他	5,025
建物及び構築物	19,350	固 定 負 債	36,112
機械装置及び運搬具	2,459	社債	10,000
土地	40,859	長期借入金	7,458
リース資産	6,257	リース債務	4,701
建設仮勘定	14	再評価に係る繰延税金負債	3,523
その他	840	役員退職慰労引当金	170
無 形 固 定 資 産	1,190	退職給付に係る負債	7,369
のれん	349	債務保証損失引当金	57
その他	841	繰延税金負債	2,095
投資その他の資産	16,079	その他	735
投資有価証券	10,881	負 債 合 計	74,306
破産更生債権等	69	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	765	株 主 資 本	62,109
その他	4,914	資 本 金	14,182
貸倒引当金	△550	資 本 剰 余 金	11,699
		利 益 剰 余 金	38,294
		自 己 株 式	△2,066
		その他の包括利益累計額	9,060
		その他有価証券評価差額金	3,241
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,862
		退職給付に係る調整累計額	△43
		非 支 配 株 主 持 分	54
		純 資 産 合 計	71,225
資 産 合 計	145,531	負 債 ・ 純 資 産 合 計	145,531

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		138,167
営業原価		124,097
営業総利益		14,069
販売費及び一般管理費		7,245
営業利益		6,824
営業外収益		884
受取利息	176	
受取配当金	212	
受取家賃	105	
持分法による投資利益	107	
その他	282	
営業外費用		378
支払利息	227	
社債発行費	67	
為替差損	20	
貸倒引当金繰入	20	
その他	42	
経常利益		7,329
特別利益		407
固定資産売却益	211	
受取保険金	158	
その他の特別利益	37	
特別損失		1,296
固定資産売却及び除却損	88	
投資有価証券評価損	3	
減損損失	1,129	
災害による損	33	
その他	40	
税金等調整前当期純利益		6,441
法人税、住民税及び事業税		2,379
法人税等調整額		△84
当期純利益		4,146
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		4,125

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,162	流動負債	24,066
現金及び預金	30,048	営業未払金	13
営業未収入金	23	短期借入金	3,500
前払費用	8	1年内返済予定の長期借入金	193
短期貸付金	6,264	1年内償還予定の社債	5,000
未収入金	5	未払金	12
未収還付法人税等	543	未払法人税等	77
その他の	379	未払消費税等	14
貸倒引当金	△110	未払費用	49
固定資産	42,666	預り金	15,182
有形固定資産	446	賞与引当金	22
建築物	101	その他	0
構築物	10	固定負債	18,807
機械装置	0	社債	10,000
車両運搬具	11	長期借入金	7,257
工具器具備品	27	再評価に係る繰延税金負債	71
土地	294	債務保証損失引当金	57
無形固定資産	34	退職給付引当金	53
借地権	33	繰延税金負債	1,331
ソフトウェア	1	その他	36
投資その他の資産	42,185	負債合計	42,874
投資有価証券	9,033	純資産の部	
関係会社株式	32,392	株主資本	33,604
長期貸付金	909	資本金	14,182
差入保証金	25	資本剰余金	11,684
その他の	116	資本準備金	3,545
貸倒引当金	△292	その他資本剰余金	8,138
		利益剰余金	9,803
		その他利益剰余金	9,803
		繰越利益剰余金	9,803
		自己株式	△2,066
		評価・換算差額等	3,350
		その他有価証券評価差額金	3,192
		土地再評価差額金	158
		純資産合計	36,954
資産合計	79,829	負債・純資産合計	79,829

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		3,296
営業原価		-
営業総利益		3,296
販売費及び一般管理費		993
営業利益		2,302
営業外収益		378
受取利息	108	
受取配当金	204	
受取家賃	50	
その他の	14	
営業外費用		211
支払利息	54	
社債利息	42	
社債発行費	67	
為替差損	22	
貸倒引当金繰入額	20	
その他の	3	
経常利益		2,470
特別損失		3
固定資産除売却損	0	
投資有価証券評価損	3	
税引前当期純利益		2,466
法人税、住民税及び事業税		5
当期純利益		2,461

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 健一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 健一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

トナミホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	武 部 正 文	Ⓔ
常勤監査役	輪 達 光 春	Ⓔ
社外監査役	松 村 篤 樹	Ⓔ
社外監査役	尾 田 利 之	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況、その他諸般の状況を総合的に勘案して、1株当たり50円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額 453,274,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役武部正文氏、輪達光春氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たけべ まさふみ 武部正文 (1950年11月4日生)	1977年4月 トナミ運輸(株)入社 2004年6月 トナミ航空サービス(株)出向 同社取締役社長 2008年6月 当社常勤監査役(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸(株)監査役	1,100株
【監査役候補者とした理由】 武部正文氏は、長年にわたり監査業務に従事しており、取締役の職務の執行および業務の適正性を監査する役割を十分に果たしていることから、引き続き社内監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	わだち みつはる 輪達光春 (1954年2月11日生)	1972年3月 トナミ運輸㈱入社 2011年6月 当社取締役 2019年6月 当社常勤監査役(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸㈱監査役	1,631株
【監査役候補者とした理由】 輪達光春氏は、経理財務部門での豊富な経験と財務および会計に関する見識を有しており、当社の経理業務に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、引き続き社内監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社が、2017年6月1日開催の当社取締役会において導入を決議し、同年6月28日開催の当社第97期事業年度に係る当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2020年6月1日開催の当社取締役会において、本総会において株主のみなさまのご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、株主のみなさまに本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては

株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①グループ事業の総合力、②偏りのない優良な顧客資産の構築、③地道な現場力と健全な財務体質、④中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買取者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案(注1)を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う

者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。)に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたいえ、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者(注9)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）(注11)
 - ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額及びその算定根拠の詳細
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
 - ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、お客様その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受

領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I) 独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主のみならず意思を確認することとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、お客様、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社

の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員もしくはお客様等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注12)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注13)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注14) (以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注15)が存在する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約

権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案

において同じとします。

- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注13において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注13において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者

は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注15) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、20%を下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 買付者等の買付等に関する株主意思の確認
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認

- ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

【氏名】 田中 一郎（たなか いちろう）

【略歴】 1944年4月29日生

1973年1月 田中精密工業株式会社入社

1973年5月 同社監査役

1977年5月 同社取締役

1981年5月 同社常務取締役

1985年5月 同社代表取締役専務

1988年6月 同社代表取締役副社長

1991年6月 同社代表取締役社長

2008年6月 同社代表取締役会長

2012年6月 同社相談役

2016年6月 当社社外取締役（現在）

田中 一郎氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

【氏名】 松村 篤樹（まつむら あつき）

【略歴】 1949年11月7日生

1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所

1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設

1982年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所

2007年2月 あおぞら経営(株)代表取締役（現在）

あおぞら経営税理士法人代表社員（現在）

2018年2月 当社監査役（現在）

松村 篤樹氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。同氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

【氏名】尾田 利之（おだ としゆき）

【略歴】1955年12月5日生

1978年4月 東京国税局入局

2012年7月 七尾税務署長

2016年7月 中野一輝税理士事務所入所（現在）

2019年6月 当社監査役（現在）

尾田 利之氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】斉藤 寿雄（さいとう ひさお）

【略歴】1947年8月26日生

1976年4月 金沢弁護士会登録

1980年1月 富山県弁護士会へ登録換

斉藤法律事務所代表

2001年4月 富山県弁護士会会長、日弁連理事

2007年4月 高岡市選挙管理委員

2014年4月 斉藤・加藤法律事務所所長（現在）

2016年4月 高岡市行政不服審査会委員（現在）

斉藤 寿雄氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

【氏名】梶 義明（かじ よしあき）

【略歴】1954年1月6日生

1978年4月 山田昌夫税理士事務所 入所

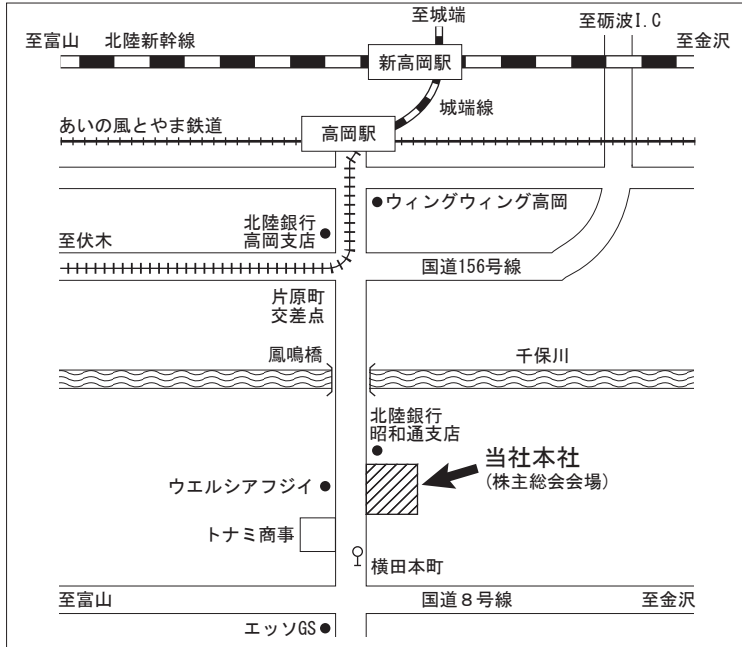
1981年2月 梶税理士事務所代表（現在）

梶 義明氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

以 上

第100回 定時株主総会会場ご案内図

会 場 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
当社本社 4階ホール



交 通 *高岡駅より徒歩約20分

*バス利用の場合

新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば (福岡・石動方面行)

「横田本町」下車、徒歩約2分